



十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
償還期限	第二期以後の利子	初期利子	利率	募集の価格	発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額

発行する利付国債については、額面金額で七百八十九億六千八百四十万円、国債整理基金特別会計法第五條第一項の規定に基づき発行する利付国債に、は、額面金額で二百七十億三千七百二十万四千八百万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年五月十五日

額面金額百円につき百円四銭

平成十八年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十年五月十五日

十八	十七	十六	十五
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	償 還 金 支 額
平成 十八 年 五月 十五日	八 年 五月 九日 まで	平 成 十 八年 五月 二日 から	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
			平 成 十